

令和8年度徳島支部健康保険料率について

Copyright © Japan Health Insurance Association. All right reserved.

令和8年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和8年度は、令和6年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%から9.9%に変更
- インセンティブ分の加算額は、0.01%に据え置き
- 4月納付（3月賦課）分の保険料率から新たな保険料率に変更

令和8年度都道府県単位保険料率算定のポイント

共通料率等

共通料率 (A + B - C)	4.55 %
A. 第2号都道府県単位保険料率	3.76 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.83 %
C. 収入等の率	0.04 %
第1号平均保険料率	5.35 %
計	9.90 %

- ・ 第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和6年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

令和7年度の徳島支部 健康保険・介護保険の保険料率

改定時期

令和8年3月分（4月納付分）より

※任意継続被保険者は、4月分（4月納付分）より

保険料率

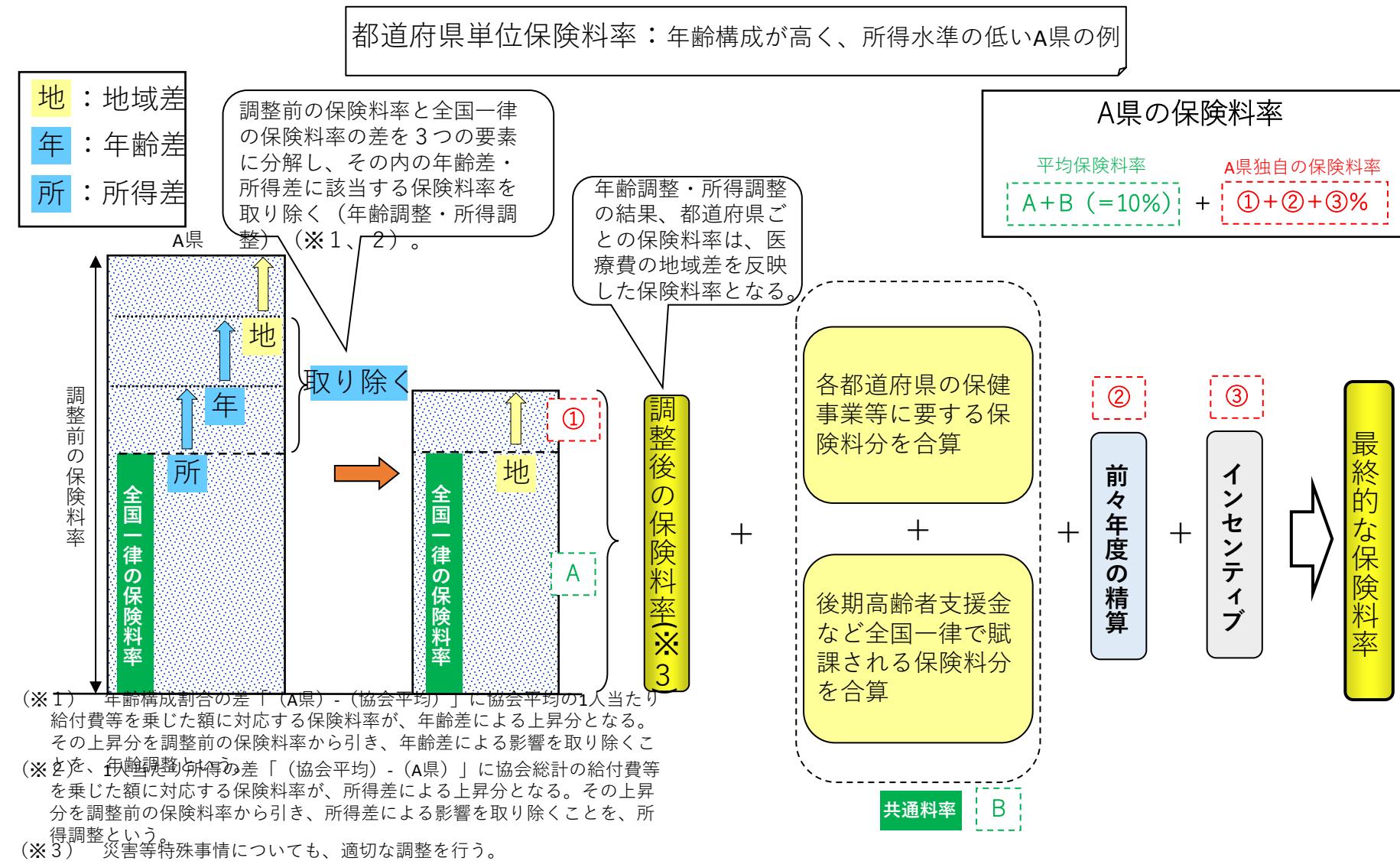
標準報酬月額30万円の被保険者の月額健康保険料は

30,720円（事業主と折半で**15,360円**）
※介護保険に該当しない場合

	令和元年	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
健康保険料率 (都道府県単位)	10.30%	10.28%	10.29%	10.43%	10.25%	10.19%	10.47%	10.24%
	0.02%	▲0.02%	0.01%	0.14%	▲0.18%	▲0.06%	0.28%	▲0.23%
	全国4位	全国7位	全国7位	全国6位	全国8位	全国10位	全国2位	全国3位
介護保険料率 (全国一律)	1.73%	1.79%	1.80%	1.64%	1.82%	1.60%	1.59%	1.62%
子ども・子育て 支援金率	--	--	--	--	--	--	--	0.23%

参考：協会けんぽの都道府県単位保険料率設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。



参考：支部間の不均衡を是正するための年齢調整・所得調整のイメージ

年齢構成・所得水準の高低に応じて、年齢差・所得差に係る料率の正負が定まる。年齢差・所得差に係る料率と絶対値が同じで正負が異なる値を調整前の保険料率に加える（年齢調整・所得調整）ことで、調整前の保険料率に内在する年齢構成・所得水準による不均衡が取り除かれる。

